

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当 : 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを1月25日付けで更新しました。

(再送 : タイ特許法 1999 年改正 (現行法) の翻訳新版が完成しました)

タイ特許法の和訳は、以前より翻訳者によって相違が見られ、また翻訳抜けなどが見つかっておりましたので、今般全面的に見直し、**翻訳新版**を完成させました。今回の**修正翻訳**と**現翻訳**との相違表も**会員ページ**にアップロード致しました。ご参照ください。

[http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/law\\_and\\_regulations1999\\_0\\_jp.php](http://www.s-i-asia.com/web_japan/law_and_regulations1999_0_jp.php) (翻訳新版)

(再送 : P C T加盟の準備状況及びQ & A)

タイ政府は9月24日にW I P Oに対しP C T加盟申請の寄託書を提出しました。これにより12月24日にP C T加盟が発効することとなりました。また、タイのP C T出願取り扱いについてのQ & Aを弊所ホームページにアップしました。また、**P C T加盟に伴う規則改正案**が公告されましたので、その**英文和文**を**会員ページ**にアップしました。

[http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/intellectual\\_thailand\\_jp.php#18](http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18) (Q & A)

～編集者より～

本年もよろしくお願い致します。

昨年より日本企業の動向を見て、変化してきていると感ずることがある。今まで「アジアに進出している」という感覚で企業経営していたのが、「アジアで生きるしか、会社の生きる道はない」というセリフが結構聞こえてきていることだ。恐らく会社の経営数字から見てもそれを裏付ける結果となっているのであろう。日本から進出して生産や市場を開拓しているといった意識は既に古く、とにかくアジアでビジネスを成功させることが、企業の存続に不可欠となっているという意識に変わりつつある。これは、ある意味で経営意識の大地殻変動が起きているに等しい。

私のように日本の外側から見ているとアジアでの企業戦略でも実に色々あることが分かる。日本での企業形態と同じ業態業容をアジアで展開している企業、日本での業態とは変えてアジアでは思い切って今までやりたかったができなかった業態を採用する企業など、様々である。アジアのビジネスのダイナミズムを的確に捉えた企業が、やはりアジアで生き残る企業となるのであろう。

タイでは、2月26日タクシン元首相の不正蓄財疑惑についての最高裁判決が予定されている。総額760億バーツ（約2100億円）が政府に没収されるという予測があるため、この判決を機にタクシン派の活動がさらに活発化するという情報が流れている。また、マブタット地域の石油化学を中心としたプロジェクト中止命令（先月に裁判所命令によりプロジェクトが中断となっている）による影響が現地日系企業に及び始め（バンコク日本人商工会議所では会議所会員の3分の1が影響を受けたとしている）、これについても現政権への強い懸念がありそうである。日本もタイも現政権の今後の動向から目が離せない。

財団法人知的財産研究所の「知財フォーラム」2月号という雑誌に、寄稿する機会があり、「東南アジアの知的財産の底流」と題して知的財産がどのように東南アジアの人々に捉えられているかを現象面だけを通じて紹介してみた。この中で、強制実施権行使の簡便化への流れ、及び技術移転への現地政府のこだわりについて書いてみたかったが、紙面の都合で断念した。

この強制実施権について言いたかったことがある。この数年間、強制実施権という権利が、東南アジアにとって重要であり、かつ制度をもっと良くして、使いやすい制度とすることが求められてきたということである。

タイでは医療保険制度の国家予算の破綻が、この権利行使を余儀なくされているという指摘を本稿ニュースNo.177で、書いてみた。

近年、新型インフルエンザの流行で、台湾で2007年タミフル製造で、強制実施権行使 [http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3\\_contents.nsf/04/FE66907C5680F8DD492570D70007E6EB?OpenDocument](http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/FE66907C5680F8DD492570D70007E6EB?OpenDocument)、そして韓国でも国会で取上げるまで <http://www.jetro.go.jp/world/flu/090506-05.html> に至ったのも耳新しい。これ

に対し、日本政府の腰は非常に重いのが気にかかる。老人超大国であり、皆国民保健制度を標榜し、かつ医療保険制度の国庫負担の破綻への不安感が高まっているにも拘わらず、日本政府が公表した「特許制度に関する論点整理について」特許制度研究会 報告書（2009年12月）には、裁定実施権（日本特許法では、これが強制実施権に相当する）については「現行の裁定実施権制度が機能していないことを理由に制度改正を検討する余地があるとの指摘があったものの、裁定制度の対象は安易に拡大すべきではないとの意見や、裁判所を判断主体とすることについての課題を指摘する意見もあった。したがって、裁定実施権制度の在り方については引き続き慎重に検討を行うべきではないか。」となって事実上のお蔵入りとなった。

全く判然としない結果である。国民不在と言ったところか。最もこの裁定実施権行使されるのは、恐らく医薬品であるので、もっと医薬品の価格政策、保険制度を含めた形で一緒に国民目線で議論すべきではないだろうか。それとも医薬品の行政施策の中に特許権の行使停止を盛り込む法案を別途作成すべきではなかろうか。この裁定実施権の研究会での議論の結果を眺めるにつけ、東南アジア政府の方が、まだ国民に優しい政府だなどつくづく思う。技術立国云々は大切な観点だが、何よりも国民目線に合った特許制度及びその周辺制度の構築を望みたいものである。

～シンガポール知的財産庁の元ボードメンバーが資格証明書偽造で罰金を科される～  
シンガポール知的財産庁（Ipos）の元ボードメンバーである Ho Ying Dat（52）が、2002年に弁理士登録をした際に資格証明書を偽造したとして 1 万シンガポールドルの罰金を科された。同氏はこの違反行為について実刑判決を受ける可能性もあった。Ho Ying Dat 氏はシンガポールに永住権を持つマレーシア人で、1992年4月に米国特許商標庁が課した試験に合格したが、米国での就労資格を満たすことができなかった。同氏は父親が重い病気にかかっていたことからシンガポールに戻らなければならなくなり、その数ヵ月後シンガポールで妻と共に Y.D. Ho & Associates を設立した。Ipos は 2002 年に全ての弁理士にライセンスを求めたが、その際いずれかの国で弁理士又は弁護士として登録していること、又は学士卒であることを必要条件とした。同氏はハーバード大学の理学士を取得していたが、卒業証書を持っていなかったことから資格を取得していないかもしれないと懸念し、裁判所の文書によれば、同氏は自分が持っている他の資格証明書の名前の部分をコピーして切り取り、米国弁理士資格証のコピーに貼り付け、それをまたコピーしたということである。同氏は自身の事務所のウェブサイトにも米国の登録弁理士であると偽って発表していたとして USPTO が同氏を登録弁理士の名簿から削除したことを 2007 年 9 月 Ipos が知り、事態が発覚した。この時調査が行われ、2002 年に提出された同氏の資格証明書は偽物であることが明らかになった。昨年 12 月に Ipos の懲戒委員会が同氏の登録を取り消し、再申請を 2 年間禁止していた。Ho 氏は現在特許及び商標に関するコンサルティングを行っているが、罰金の最高額である 1 万シンガポールの判決にはホッとした表情を浮かべていた。

（2009 年 12 月 22 日、シンガポールストレイトタイムズ）

～タイ政府が年末年始偽造品に対する取締りを強化・IP 侵害ホットライン開設～

タイ政府は著作権侵害が一般的に広がる年末年始の間、偽造品に対する厳しい取締りを実施する予定である。取締りは知的財産権侵害が広がる“危険区域”及びその他のエリアに焦点をあてるだろうと、副商務大臣の **Alongkorn Ponlaboot** 氏が発言した。バンコクの危険区域は、クロントムマーケット、サパーンレック、バンモー、パンティッププラザ、**MBK**、パッポン、シーロム通り及びスクムビット通りソイ 3 からソイ 19 で、地方の危険区域は、チェンマイ、プーケット、スラータニー、チョンブリー、ソンクラ、クラビー、プラチユアアップキリカーンとなっている。政府は優先順位の高い政策として知的財産権に積極的に取り組んでいるが、タイは偽造品、特にタイで販売するために国境を越えて密輸される商品に悩まされ続けている。知的財産局は、昨日国家警察と協力し取締りを強化するよう命令を受けた。政府はまた国家警察に対しても、6ヶ月以上凍結状態となっている、知的財産権侵害事件で告訴されている警察担当官 40 名に対する法的措置を早急に進めるよう命令した。公務員も法律違反に繋がるいかなる行為からも距離を置くよう協力を要請されることになる。この他知的財産局では昨日、知的財産権侵害を関係当局に通報する情報ホットライン（1368 番）を開始した。今年 9 月までに知的財産権侵害について 6,418 人の個人に対し法的措置が講じられ、456 万点の偽造品が押収されている。2008 年の同じ期間は事件数が 4,124 件、押収偽造品の数が 279 万点であった。

（2009 年 12 月 24 日、バンコクポスト）

～タイ政府が年末年始偽造品に対する取締りを強化・IP 侵害ホットライン開設・知的所有権の日を設置する予定～

タイ商務省知的財産局は年末年始休暇の期間、来年一年の侵害取締りに先駆け、知的財産権侵害の 30%削減を目指している。商務副大臣 **Alongkorn Ponlaboot** 氏は昨日、警察との協力の下、年末年始期間中に知的財産権侵害が増えるのを見込んで、侵害の監視レベルを上げると述べた。通常、違法商品の販売者は観光地で外国人に対し商品を販売しているおり、来年侵害を徐々に減らしていくために、政府は著作権侵害をできる限り縮小することを目標としていると **Alongkorn** 氏は話した。商務省の報告によると年初めから 9 ヶ月間で 6,418 件の知的財産権違反があり、456 万点の侵害品が押収されたということである。昨年と同じ時期の事件数は 4,124 件であった。知的財産権侵害を厳しく取り締まるため、商務省は観光地やショッピングセンターなど海賊版商品が集まる危険区域に担当班と警察官を派遣する予定である。また、商務省は警察に対し、知的財産贈収賄に関与したとされる警察官 40 人に対する捜査を要請した。取調べは年末までに終了し、すぐに閣議で話し合いが行われる予定だと **Alongkorn** 氏は話している。また知的財産局は水曜、知的財産違反に対する情報提供を受け付ける IP ホットライン 1368 を発表した。これにより侵害差し止めのために特別捜査班が派遣できるようになる。**Pajchima Tanasanti** 局長はこのホットラインにより情報ソースが増え、政府はあらゆる形の知的財産侵害を取り締まることができるようになると話した。同局長はまた、侵害に関する情報提供を行なうことで、タイ国民の知的財産に関する意識を高める機械が増えることとなり、ホットラインは消費者に知的財産に関する情報を提供するセンターとしてのサービスも行なうと述べた。ショッピングセンターでの違法商品取引を減らすため、知的財産局は昨日 14 のショッピングセンターに対し、

海賊版商品の販売により注意を払うよう強く要請する広告キャンペーンを開始した。このキャンペーンは、知的財産権に対する業者と消費者の意識を高めていくだろうと Pajchima 氏は発言した。一方 RS 社の子会社であるタイ著作権料収集会社の法律・規制担当ダイレクターの Sutthisak Pasarnkarukarn 氏はタイ人の意識を高めるために国の知的財産所有権の日を設置するよう求めていたが、この提案はアピシット首相により既に受け入れられ、1 月 29 日又は 2 月 22 日が知的所有権の日として閣議で最終決定される予定である。

(2009 年 12 月 24 日、タイネーション)

～タイの発明家は経営計画、貿易、マーケティング及びマネージメントに関する知識不足で商業化の成功は少ない～

タイの発明家は高いクリエイティビティを示しているが、経営計画、貿易、マーケティング及びマネージメントに関する知識が足りないことが、タイのクリエイティビティ製品が実際の市場での取引の妨げとなっている。タイ知的財産局は、昨年は 10 月までに、特許 738 件、意匠 957 件、小特許 433 件、商標 21,692 件が登録となったと発表している。

Pajchima Tanasanti 知的財産局長によれば、昨年多くのタイ人が特許及び商標登録を行ったが、商業的に成功しているのはほんのわずかだということである。タイ政府は 2004 年に貿易及び投資に向けた知的財産権の奨励を目的とした知的財産資本化事業を開始し、これまでにタイ人発明家 118 人が研修を受け、知的財産を資本化又は商業化するために計 9,544 万バートの融資を受けること成功している。118 人の権利種別は商標が 96 人、著作権が 9 人、小特許が 9 人、特許が 4 人であった。(2009 年 12 月 24 日、タイネーション)

～タイ商務省が 2010 年を「Creative Economy Year」とするよう内閣に承認を求める予定～

タイ商務省は来週、タイのクリエイティブ ビジネスの奨励計画の一つとして、2010 年を「Creative Economy Year」とするよう内閣に承認を求める予定である。この計画は事業者に対し知的財産保護に従事するよう奨励することも目的としている。Creative Economy Year コンセプトの下、今後 3 年以内にクリエイティブ産業の割合を GDP の 20%まで成長させることが目指されている。商務省はまた、タイを ASEAN のクリエイティブ産業の拠点とすることを望んでいる。(2009 年 12 月 25 日、タイネーション)

～タイ知的財産局がクリエイティブビジネス奨励のため 7 億 4,500 万バートを当てる予定～

タイ商務省知的財産局は政府の「クリエイティブエコノミー政策」の下、クリエイティブビジネス奨励のため 7 億 4,500 万バートを割り当てる予定である。Pajchima Tanasanti 知的財産局長は昨日、この予算は Creative King、Creative Kids、「Naresuan III and IV」の製造、チャトゥチャックウィークエンドマーケットの整備、タイハンドメイドシルクの推進、15 産業の推進、及びクリエイティブエコノミープロジェクトの PR に使用される予定であると話した。この 7 億 4,500 万バートは政府のクリエイティブソサエティー奨励予算 10 億バートの一部となる。

(2009 年 12 月 26 日、タイネーション)

～タイ知的財産局が PCT 出願受理を開始～

知的財産局では 2009 年 12 月 24 日に国際特許 (PCT) 出願審査受理サービスを開始し、SCG Chemicals Co., Ltd.と SCG Building Material Co., Ltd.により出願された最初の 2 出願がパッチマー タナサンティ知的財産局長とソムサック パーニッチャヤグン副局長により受理された。

(2009 年 12 月 28 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ関税局が税関規則違反を「密告」した職員に対する報奨金の額を制限する可能性～  
タイ関税局では、税関規則違反に対する罰金に関連した報奨金を制限する可能性がある。

「密告」規定により、関税局では担当官が税関規則に違反した輸出入者に科せられた罰金の一部を得ていた。報奨金の金額は罰金の 55%で、20%は摘発に導いた証拠を提供した者に、35%は序列に応じて税関担当者間で分けられていた。税関の事件は何億バーツという罰金が科される可能性もあり、税関担当者への報奨金は多額になる可能性がある。しかしこの報奨金制度は、担当官が私服を肥やすために罰金を最大限にしようとすることから、企業から不平が申し立てられていた。関税局職員の一人は今提案されている職員への報奨金の合計額は局長が 400 万バーツで、職位に応じて下がっていくと語った。「密告」規定により関税局の職員の収入はタイ公務員の中で最も高いものとなり、過去のボーナスの額は局長で年間 1 億バーツ、副局長で 1,000 万バーツであった。

(2009 年 12 月 28 日、バンコクポスト)

～タイ農業共同組合省が Afta 完全実施後の近隣諸国からの米の密輸に関する懸念を表明～  
タイ農業共同組合省では、ASEAN 自由貿易地域 (Afta) の完全実施後の近隣諸国からの米の密輸に関する懸念を表明している。加盟国間の合意の主要要素は、米を含む農作物 23 品目の関税撤廃と割り当て無制限化で、去る金曜より効力を発生している。完全貿易自由化は現在、タイ、ブルネイ、インドネシア、マレーシアフィリピン及びシンガポールの 6 カ国のみにも適用されており、ミャンマー、カンボジア、ラオス及びベトナムは 2015 年に加盟する予定となっている。

(2010 年 1 月 3 日、バンコクポスト)

～タイは Afta で米を含む 23 品目の輸入関税を撤廃することに賛成するも多くの論争～  
ASEAN 自由貿易地域 (Afta) の下、タイは今年から米を含む 23 品目の輸入関税を撤廃することに賛成した。しかしココナッツの果肉、じゃがいも、コーヒー豆及び切花の 4 品目については、慎重に扱うべき商品であることから、2015 年まで関税を残すことにしている。協定では工業製品の関税は今年中に撤廃することになっている。自由化は多くの論争を引き起こしており、最大の懸案のうちの一つは米の輸入である。米はタイの重要な輸出商品である。タイの農家や貿易業者は低品質の米がタイ国内に溢れかえり、輸出品と混ざって国際マーケットでタイの米の評判を落とすことになると懸念の声を上げている。Afta の下、米とそのほかの 22 品目の関税は 5%から今年中にゼロに削減される。

(2010 年 1 月 4 日、タイネーション)

～中国はタイ工業規格研究所(TISI：日本のJISマークに相当)のTISIマークを商標と混同している。～

タイ工業規格研究所（TISI）のロゴマークは、既にタイ国で品質保証マークをつけている類似製品ならば、当局において販売を禁止するという問題に中国で直面している。

知的財産局は最近苦情を Taiyo シガレット ライターの製造会社である Thai Merry から苦情を受けていた。同社がいうには、中国において、タイ工業規格研究所（TISI）のロゴマークは既にライターに付けてあるため、中国でその製品を売ることができなかった。

「中国は、国で登録した類似したロゴが存在すると警告している。TISI ロゴマークを付したタイのライターは、中国で知的財産法違反であると宣言されているため、売ることができない。」タイ知的財産局の局長である Pajchima Tanasanti 氏が言っている。

知的財産局は、そのロゴマークは商業目的の商標ではないので、中国での混乱を排除するよう会社を助けようとしている。ライター製造会社は、知的財産権侵害の問題を避けるため、この市場に輸出する時、ロゴマークを使わない選択をするかもしれない、と Pajchima 氏は言う。

しかし、ほとんど工業製品が TISI ロゴマークによって保証されなければならないので、中国での販売において、より多くのタイの製品は困難に遭遇するかもしれない。

「当局は、タイの製品が直面している中国での問題を研究し、ロゴマークの問題をどのように解決していくかを定めるであろう。さらに、翌年の米国通商代表部の優先監視国リストから監視国リストへアップグレードする試みにおいて、医薬品産業におけるように、タイが知的財産権を守ろうと試みている問題に対する理解をますます得るために、当局はまもなく米国政府当局との会合を行なう予定である。私が確信することは、昨年、タイが知的財産権保護を改善させ、知的財産侵害を取り締まった努力を行なったので、監視国リストにアップグレードするべきであるということ、確信している。幾つかのアメリカの産業は幾つかの問題に対して満足しないかもしれない。政府とアメリカ民間部門の代表との会合は、タイ政府が知的財産権保護についてどれだけ真剣なのか理解を深めていくはずである。」と Pajchima 氏は発言している。

海賊版の取り締まり結果として、当局によると年初め 8 ヶ月間、4200 万個の不法製品を没収し、知的財産権侵害においては 5524 件報告があった。

2008 年では、5900 万個の不法製品の押収し、知的財産侵害は 6474 件の報告があった。

他方、当局は、タイの商標オーナーたちに国際商標保護を受けやすいように、2011 年のマドリッド協定議定書にタイが加わることを目標としている。

Pajchima 氏は、もしタイがマドリッド協定議定書に加わる事ができたなら、タイの商標オーナーたちはより迅速に、安価に登録し、より世界的な規模での保護を受けることができるだろう。当局は、その可能性を研究し、マドリッド協定議定書への加入のために準備している。

(2009 年 12 月 21 日、タイネーション)

～中国・ASEANのFTAが発効～

中国・ASEANのFTAが昨日発効された。この協定は中国とASEAN10カ国の2005の貿易分野に拡大され、90%の商品について関税が撤廃される。慎重に扱うべき商品、ブルネイの救急車、インドネシアのポップコーン、タイのスノーボードブーツ、中国のトイレットペーパーなどの関税は2015年までに少なくとも50%削減される。

(2010年1月2日、バンコクポスト)